

社会保険 しまね



illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届」の提出についてのお願い
- 新任事務担当者説明会予定表
- 年金相談についてのお知らせ
- 加入者の方へ、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担軽減額をお知らせします
- 会社を退職した後や扶養からはずれた後、従前の健康保険証は使用できません

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〔お詫びと訂正〕4月号の表紙写真タイトルに誤りがありましたので訂正させていただきます。
「松江市 千手院の枝垂れ桜」と表記しておりましたが、正しくは「浜田市 三隅大平桜」です。
読者ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

2010
5
月号

助け合い
生きる安心
社会保険

「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届」の提出についてのお願い

給料が大幅に変わったとき

被保険者の報酬が、昇給・降給など固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、「被保険者報酬月額変更届」を提出していただきます。

これに該当する場合は、次の3つの条件のすべてに該当するときです。

【条件1】

昇給・降給などで固定的賃金に変動があった。

【条件2】

変動月から3か月の間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。

【条件3】

3か月とも支払基礎日数が17日以上だった。

固定的賃金の例 月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当など

非固定的賃金の例 残業手当、能率手当、宿直手当、皆勤手当、精勤手当など

●「固定的賃金の変動」には、一般的には次のようなケースが考えられます。

- ①昇給、降給、ベースアップ、ベースダウン。
- ②日給から月給への変更など。
- ③時間給、日給の単価の変更。
- ④歩合給の単価の変更。
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当、通勤手当などの固定的な手当が新たに
ついたり、支給額が変わった。 など

《注意》

●次のようなケースは月額変更届に該当しません。

- ・固定的賃金に変動がなく、残業手当が多かったため2等級以上上がった。
- ・固定的賃金に変動がなく、残業手当が少なかったため2等級以上上がった。
- ・固定的賃金が上がったが、2等級以上上がった。
- ・固定的賃金下がったが、2等級以上上がった。
- ・日給者や時間給者の稼働日数(時間)が減ったため2等級以上上がった。 など

平成21年4月から「ねんきん定期便」をお送りすることにより、被保険者お一人お一人に年金の記録を確認していただき、年金制度への信頼回復を図ることとしていますが、その中で標準報酬月額の届出や決定について、さらに適正を期するため、次のように取扱いを変更しております。

★標準報酬月額を大幅に引き下げるとき(5等級以上)

★被保険者報酬月額変更届の「改定年月」に記入された年月の初日(1日)が、受付年月日より60日以上遡るとき

上記のような場合には

固定的賃金の変動のあった月の前月以降の賃金台帳及び出勤簿の写しの添付書類が必要となります。

なお、被保険者が株式会社の役員の場合にあつては、以下の①から④までの書類のうちいずれか一つの写し及び固定的賃金の変動のあった月の前月以降の所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写しの添付書類が必要となります。

- ①株主総会または取締役会の議事録
- ②代表取締役等による報酬決定通知書
- ③役員間の報酬協議書
- ④債権放棄を証する書類

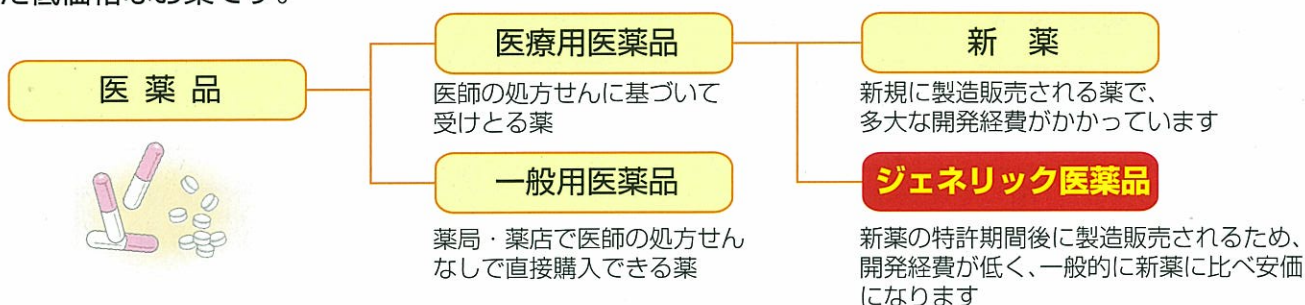
また、その他の法人の役員にあつては、これらに相当する書類が必要となります。

全国健康保険協会島根支部からのお知らせ

加入者の方へ、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担軽減額をお知らせします

●ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、これまで使用されてきた薬(新薬)と同等の効き目や安全性が承認された低価格なお薬です。



- ◆ジェネリック医薬品は、様々な分野や症状に対応しています。
- ◆新薬とジェネリック医薬品では、薬の大きさ・形状や保存料で使われる添加物に違いがあります。ただし、薬の有効成分は同じですし、添加物の安全性も承認されています。
- ◆すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、薬局によっては在庫がない場合もありますので、まずは、医師や薬剤師の方にご相談ください。

●自己負担軽減額のお知らせをお送りします

協会けんぽ島根支部では、現在お使いのお薬の代わりにジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担の軽減額等に関するお知らせをお送りいたします。(平成22年5月末発送予定)

お知らせの対象者となる方

40歳以上の加入者(被保険者の方もしくは被扶養者の方)の方で、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担軽減額が一定以上見込まれる方

お知らせの送付方法・同封物

お知らせは個人宛(被保険者の方もしくは被扶養者の方ごと)の封筒に入れて、被保険者の方のお勤め先へ1つの封筒にまとめてお送りします。

●協会けんぽよりお送りするもの(全3点)

①お知らせが入った封筒(ジェネリック医薬品希望カード同封※)
②通知対象者リスト ③退職等による不在の方用の返信用封筒

※医師や薬剤師の方にジェネリック医薬品を希望していることを伝えやすくなるためのカードです。

お知らせの内容

現在処方されているお薬の名前や、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担軽減額等が記載されています。

事業主・事務担当者の皆様には、封筒が届きましたら、②のリストに基づき加入者の方々にお渡しください。また、退職等により不在の方のお知らせが届いた場合には、③の返信用封筒に入れて、ご返送いただきますようよろしくお願いいたします。

会社を退職した後や扶養からはずれた後、従前の健康保険証は使用できません

退職等で加入者の方が健康保険の資格を喪失した場合、それまでの在職時の健康保険証は使用できません。(退職の場合、退職日の翌日から使用できません)

このため、退職された場合や扶養からはずれた場合には、すみやかに健康保険証を被保険者の方のお勤め先にお返しいただきますよう皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担軽減額等のお知らせに関するお問い合わせは、協会けんぽ島根支部企画総務グループ(TEL:0852-59-5140)まで

◆社会保険しまね 通巻766号◆

発行者/(財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部